

# 食事支給の非課税限度額の引上げ

基準額の引上げ

- ① 企業が従業員に提供する食事(現物支給)に対する所得税を非課税とする制度は、40年以上、見直しが行われておらず、足元の物価上昇等を踏まえて、非課税限度額が月額**7,500円**(改正前:3,500円)(税抜)以下に引き上げられる。
  - ② ①に伴い、深夜勤務の夜食代に係る非課税限度額も1食あたり**650円**(改正前:300円)(税抜)以下に引き上げられる。
- 【適用時期】令和8年4月1日以後に支給すべき食事・金銭から

<食事支給の非課税限度額(使用者の負担額の上限)>

企業が従業員に提供する食事のうち

イ 従業員負担が食事価額の50%以上

かつ

ロ 企業負担が月額3,500円以下  
⇒月額**7,500円以下【改正後】**

企業負担分を  
従業員の所得税計算上、非課税に  
※福利厚生・少額不追求

【背景1】非課税限度額の推移  
昭和50年(1975年) 月2,500円で開始  
昭和59年(1984年) 月3,500円に引上げ  
以後、40年以上据え置かれているが、物価  
上昇で食事提供のコストは増加

【背景2】近年、食事補助などの福利厚生の  
充実が、従来の定期昇給・ベースアップ以外  
で実質手取りを増やせる「第三の賃上げ」と  
して注目

【具体例】

1食750円×20日=月額15,000円

従業員負担を  
増やさないと  
非課税制度が  
使えない

【改正前】

イ 従業員負担  
50%以上

11,500円

ロ 企業負担  
3,500円以下

3,500円(非課税)

【改正後:R8.4~】

イ 従業員負担  
50%以上

7,500円

ロ 企業負担  
7,500円以下

7,500円(非課税)

